

## 各務原市環境行動賞実施要綱

(平成21年10月20日決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、環境の保護及び保全に寄与すると認められる優れた活動等を行った市民、団体等に「各務原市環境行動賞」を贈呈することにより、本市における地球温暖化防止活動及び環境美化活動に対する市民意識の高揚を図り、もって環境に配慮したまちづくりを推進することを目的とする。

### (部門)

第2条 各務原市環境行動賞（以下「環境行動賞」という。）として、次に掲げる部門を設ける。

- (1) 環境保全部門
- (2) 環境美化活動部門
- (3) 環境チャレンジ宣言（標語・スローガン）部門
- (4) エコファミリー部門
- (5) エコクラブ部門
- (6) 自然保護部門
- (7) その他市長が特に必要と認める部門

2 環境行動賞の対象となる活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 利用しなくなった品物を再生品として利用する活動
- (2) 電気、ガス等の使用量の見直し及び適正化などの活動
- (3) 不用品の分別及びリサイクルなどの活動
- (4) 温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出抑制等を推進する活動
- (5) 空き缶等散在性のごみの収集など地域の環境美化を推進する活動
- (6) 環境学習及び環境活動を推進する活動
- (7) 環境の保全又は希少野生生物等を保護する活動
- (8) その他市長が特に認める活動

### (募集)

第3条 市長は、毎年期間を定め、第1条に掲げる目的に沿うものに関し、前条第1項に掲げる部門のうち、指定する部門について、自薦又は他薦により応募を受け付けるものとする。

### (受賞者の決定)

第4条 市長は、環境行動賞の対象として応募があったもののうちから、環境行動賞の受賞者を決定するものとする。

(授与の方法)

第5条 環境行動賞を受賞した者に、賞状（第2条第1項第4号に掲げる部門にあつては、エコファミリー認定証）を授与するものとし、市長が必要と認める者には併せて記念品を授与することができる。

2 環境行動賞の授与は、毎年環境月間（6月）に行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成23年1月6日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。